

# 令和元年度あおもりの強みを生かす人財確保育成事業委託先

## 募 集 要 項

この要項は、令和元年度あおもりの強みを生かす人財確保育成事業の実施に当たり、委託先を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### <前年度からの主な変更点>

#### ①事業への再応募

事業計画採択時に計画していた採用予定人数分の求職者を全て雇用した上で、さらに採用を希望する企業については、一定の条件のもと、再応募を可能とします。

#### ②契約方法の見直し

新規雇用者毎に、委託契約を行います。

これにより、個々の雇用者毎に、委託期間（最長4か月）の最大限の活用を図ることができ、企業のよりきめ細やかな人材育成が可能となります。

#### ③委託料の支払方法

これまでの概算払から、精算払に変更します。

## 1 事業の目的

「地域活性化雇用創造プロジェクト」に係る事業の一環として、県内製造業の成長分野の企業が求職者を正規雇用した上で行う人材育成を支援し、良質で安定的な雇用の創出を図る。

## 2 用語の定義

この事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

### (1) 求職者

失業者（労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者のことをいう。）、在職中の転職希望者及び新規学卒未就職者をいう。

### (2) 正規雇用

雇用期間の定めのない雇用であって、当該企業における通常の労働者と同一の所定労働時間（週30時間以上）及び賃金制度が適用され、労働条件について長期雇用を前提とした正社員として位置づけられるものをいう。

### (3) 新規雇用

新たに正社員として正規雇用することをいう。

### (4) OJT

実務経験を積ませるために先輩職員等の指導の下に行われる実習など、職場内での業務遂行を通しての教育、訓練のことをいう。

### (5) OFF-JT

日常業務を離れての教育、訓練であり、単なる視察は含まず、会社負担で外部研修機関等が主催する教育、訓練の研修等（eラーニングを含む。）を受講することをいう。ただし、社内において行うものであっても、外部講師を招聘して行う座学などは含むものとする。

### 3 事業の概要

#### (1) 事業内容

県内の製造業の企業(地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて指定する業種に限る。)が、求職者を正規雇用した上で行う人材育成について、県の委託事業として実施するものである。

#### (2) 委託期間

4か月以内(ただし、最長令和2年1月31日までとする。)

#### (3) 予算額(総額)

112,000千円

#### (4) 新規雇用する対象者及び人数

①対象者 本募集要項で定義する求職者(「2 用語の定義」参照)

②人数 3名以内

③再応募 事業計画採択時に計画していた採用予定人員数分の求職者を全て雇用した上で、さらに採用を希望する企業については、再応募により、追加で3名までの新規雇用を可能とする。

#### (5) 職場定着を促進するための取組

本委託事業では、委託先が人材育成のための職場内教育訓練(OJT)を行う他に、新規雇用者の早期離職を防止し、職場への定着促進を図るため、次のいずれかの取組を行うことを必須とする。

①賃金の引き上げ

②新たな福利厚生制度の導入

③職場外教育訓練(OFF-JT)の実施

④その他職場定着に資するものと認められる取組

#### (6) 人材育成主任者の選任・設置

本事業の委託業務について、効果的かつ円滑な執行が図られるよう、既存従業員の中から「人材育成主任者」を選任し、委託業務の管理に当らせるものとする。

なお、人材育成主任者は専従であることを要しないが、専従か否かに関わらず、その人件費等人材育成主任者としての業務に係る経費は、本事業の支援の対象外とする。

#### (7) 委託契約

審査により選考された企業の求人(ハローワーク)に対する新規雇用が決定した時点で、予算の範囲内で県が業務を委託する。

### 4 応募資格

応募の時点で、次の要件を全て満たすことを要件とする。

(1) 青森県内において、雇用保険適用事業所の事業主であり、かつ、雇用保険における産業分類が、標準産業分類の中分類に定める次の業種のうちのいずれかに該当する業を営む法人であること。

食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)、木材・木製品製造業(12)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、化学工業(16)、プラスチック製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、

業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、  
電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、  
輸送用機械器具製造業（31）

- (2) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること。  
※ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (3) 審査等に協力する事業主であること（審査に必要な書類等の整備・保管、必要な書類の提出、実地検査の受入等に協力すること。）。
- (4) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから5年以上経過していること。
- (5) 「あおもりの強みを生かす人財確保育成事業計画提出書（様式1）」の提出日の前日から起算して過去1年間において、労働関係法令の違反により送検処分を受けていないこと。
- (6) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- (7) 支援対象とする時点で倒産している事業主でないこと。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (11) 労働保険に加入し、労働保険料（労災保険分、雇用保険分）に未納がないこと及び社会保険に加入し、社会保険料（健康保険分、厚生年金保険分）に未納がないこと。

## 5 応募方法等

### (1) 募集期間

令和元年5月7日（火）から令和元年12月13日（金）17時必着

※募集期間中であっても、予算を超過した場合は募集を打ち切ることがある（県のホームページで確認のこと。）。

### (2) 応募方法

#### ① 応募書類の提出方法

(3)の提出書類を青森県商工労働部労政・能力開発課雇用促進グループに郵送又は持参すること。持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。また、併せて、(3)の提出書類のうち①～③までの書類の電子データを応募窓口のアドレスあてに送信すること。

#### ② 応募書類様式の入手方法

応募書類の様式等の電子データは、青森県庁ホームページの専用ページからダウンロードできる。専用ページへは、県庁ホームページのトップページから、「しごと」→「しごと・産業」→「労働・雇用」→「令和元年度あおもりの強みを生かす人財確保育成事業」の順にアクセスのこと。

### (3) 提出書類及び記載内容

- ①提出書（様式1及び付表）
- ②事業計画書（様式2）
  - ・人材育成の基本方針等
  - ・雇用計画及び募集・選考に関する事項
  - ・人材育成主任者及び人材育成実施体制
  - ・職場定着促進のための取組
- ③経費積算書（様式3）
  - ・新規雇用者の人件費の積算内訳
  - ・研修費、事務費等事業費の積算内訳
- ④応募者の概要がわかるもの（会社案内等）
- ⑤商業登記簿謄本、規約等の写し
- ⑥貸借対照表及び損益計算書（直近2事業年度分）の写し
- ⑦就業規則・賃金規程等の写し
  - ※再応募の場合、④～⑦は提出不要
- ⑧OFF-JTを実施する場合は、受講を予定する講習等の内容がわかる案内・開催日程表等

### (4) 提出部数

- 各4部（正本1部、副本3部）
- ※副本はコピーで可
  - ※再応募の場合は正本1部で可

### (5) その他

- 下記の事項を了解のうえ、応募すること。
- ①提出に必要な郵送料等の費用は提出者の負担とすること。
  - ②提出された応募書類は返却しないこと。
  - ③必要により応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があること。
  - ④提出された応募書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となること。

## 6 対象経費等

### (1) 対象経費

- ①新規雇用者の人件費
  - ・賃金及び就業規則等に規定され支給根拠が明確な各種手当等（賞与等のいわゆるボーナスは除く。）
  - ・新規雇用者に係る健康保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分
  - ・新規雇用者の人件費に係る消費税相当額
- ②その他事業費
  - ・研修費、研修旅費
  - ・消耗品費等の事務費（本事業に直接的に使用されるものに限る。）

**※次に掲げる経費は対象外です。**

- ①既存従業員の人件費（人材育成主任者に係る経費を含む。）
- ②土地、建物、備品（5万円以上の物品等）の取得費
- ③施設・設備の設置費、改修費
- ④本事業に活用されたことが証拠書類から特定できない経費
- ⑤国、地方公共団体の補助金、委託費等により、既に支弁されている経費
- ⑥その他、本事業に係る人材育成業務に直接関係しない経費

**(2) 事業費に係る要件**

次の要件をいずれも満たすものであること。

- ① 新規雇用者1人あたりの事業費（「事業費総額」÷「委託期間中の新規雇用予定者数」）が160万円以下であること。
- ② 総事業費に占める新規雇用者の人件費の割合（「本事業に係る新規雇用者の人件費の総額」÷「事業費の総額」）が2分の1以上であること。

**7 応募後の流れ**

応募後の流れの概要は以下のとおりである。

なお、手続きの詳細については、その都度改めて通知する。

**(1) 審査及び採否の通知**

書類による審査を行い、随時採否結果を文書により通知する。

なお、審査のため、追加資料の提出依頼やヒアリングを行う場合がある。

審査の結果、採択となった場合は、直ちにハローワークに求人申し込みを行うこと。

**(2) 委託契約の締結等**

県は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、提出された経費積算書に基づく額を上限として、事業採択を受けた企業と本事業に係る新規雇用者毎に契約を締結する。ただし、未契約の企業については、人材育成に要する相応の期間を勘案し、概ね令和元年12月末までを委託契約締結の期限とし、その時点において当該企業が新規雇用者採用の目途が立っていない場合は、委託契約を締結しない。

※事業計画の内容及び経費等（消費税を含む。）については、調整の上変更することがある。

**(3) 事業の実施**

県との委託契約書及び仕様書に基づき、応募した事業計画書の内容に則した新規雇用者の人材育成を行うこと。

**(4) 実績報告・精算**

委託期間終了後、一定の様式及び添付書類を添えて、業務の完了を報告すること。

県は、現金出納簿等の会計関係帳簿類や領収書等各種支払い証明書類などをもとに、経費の精算を行い、精算額を確定し通知する。

**8 留意事項**

**(1) 事業に関する事項**

- ① 求職者（雇用契約締結時点で県内に居住する者に限る。）を正社員として新規雇用し、県内において実施する事業であること。ただし、OFF-JTについては、その実施場

所が県内であるか否かを問わない。

- ② 委託料は、契約金額を上限として、実際に事業に要した経費を確認できる資料に基づき委託期間終了後に精算することから、支出の証拠書類は確実に保管すること。

## (2) 新規雇用に係る事項

- ① 新規雇用者の募集に当たっては、広く周知を図る観点から、**必ずハローワークに求人申込みを行うこと**。採択後直ちに求人申し込みを行うこととし、この際、「あおもりの強みを生かす人財確保育成事業」による求人であることを明示すること。
- ② **採択前から登録している求人票に基づく雇用は、本事業の対象とならない**。継続している求人を本事業の対象とするためには、一度求人登録を取り下げ、本事業による求人である旨を明示した求人票で改めて求人登録を行うこと。
- ③ 新規雇用者の採用（雇用開始の日）は県との委託契約における委託期間の初日以後とし、概ね令和元年12月末までに行うこと。
- ④ 新規雇用する際には、求職者の種別（失業者、在職中の転職希望者、新規学卒未就職者）について、雇用保険受給資格者証、履歴書、職務経歴書その他の書類の提示を求めると等により把握すること。また、その記録を確実に残すこと。
- ⑤ 求人票に基づいた雇用契約書を取り交わすとともに、記載内容と実際の勤務状況にかい離が生じないようにすること。
- ⑥ 新規雇用者が、委託先法人の代表者又は取締役の3親等以内の親族でないこと。

## (3) その他の事項

- ① 選考された事業は、県からの委託事業として実施すること。（国や県、市町村の補助金又は委託費等の対象事業でないこと。）
- ② 本委託事業の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- ③ 他に行っている事業と明確に区分した経理処理等を行うこと。
- ④ 財産の取得は認められないこと。
- ⑤ 本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）等を遵守すること。
- ⑥ 事業の受託により得られた情報等については、事業終了後においても守秘義務を順守すること。
- ⑦ 国が実施する各種助成金と委託費の支給事由とが、同一の理由により支給要件を満たすこととなる場合には、併せて受給することができないことがあること。
- ⑧ 地域活性化雇用創造プロジェクトにおける指定事業主雇用助成メニュー（地域雇用開発奨励金の上乗せ）を活用する事業主は、当該雇入れ計画に係る新規雇用については対象外となる場合があること。
- ⑨ 国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となることから、事業終了後5年間は書類の整理・整備を行うとともに、会計实地検査の際には発注者から求められた書類はすべて提出すること。

## 9 応募に関する質問

### (1) 質問の受付期間

令和元年5月7日（火）から令和元年12月13日（金）までの間、応募に関する質問を受け付ける（審査内容に関する質問を除く。）。

### (2) 質問方法

質問に当たっては、質問書（様式4）により質問の趣旨を明確にした上で、10の問い合わせ先にFAX又は電子メールにより問い合わせるものとする（原則として、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。）。

### (3) 回答方法

質問者あてにFAX又は電子メールにより回答する。

## 10 問い合わせ先・応募窓口

青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループ（※県庁南棟4階）

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話：017-734-9401 / FAX：017-734-8117

E-mail：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp